

【法人】住宅宿泊事業法の開始時届出時に必要な書類

【法で定める提出書類】

- 住宅宿泊事業届出書（第一号様式）
- 定款または寄付行為
- 登記事項証明書
- 役員が破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者に該当しない旨の市町村の証明書
- 住宅の登記事項証明書 又は 登記事項情報提供サービスの照会番号
- 入居者の募集の証明書類 又は 随時住居の用に供されていることの証明書類
 - ※ 家主居住型届出住宅の場合は不要
- 次に掲げる事項を明示した住宅の図面（手書きでも可）
 - 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - 住宅の間取り及び出入口
 - 各階の別
 - 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - 非常用照明器具の位置その他安全の措置の内容等
- 賃貸人の転貸の承諾書 ※ 届出者が賃借人である場合
- 賃貸人及び転貸人の転貸の承諾書 ※ 届出者が転借人である場合
- 専用部分の用途に関する規則の写し 又は 管理組合の確認書（様式 C）
 - ※ 二以上の区分所有者がおり、人の居住する専用部分がある場合
- 法第 3 4 条の規定により公布された書面の写し ※住宅宿泊管理者に委託する場合
- 欠落事由に該当しないことの誓約書（様式 A）

【条例及び規則で定める提出書類】

- 近隣住民に対する周知報告書（様式第 1 号）及び説明会において配付した書面の写し
 - ※事業開始届出に近隣住民に交付したもの
- 近隣住民に対する変更周知報告書（様式第 2 号）及び説明会において配付した書面の写し
 - ※届出前に、説明書類の内容を変更し、近隣に交付したもの

【その他必要書類】 ※法に基づかない添付書類

- 消防適合通知書の写し
- 住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト

【注意事項】

- 添付書類は日本語又は英語で記載されたもの（英語の場合、日本語による翻訳文を添付）
 - ※その他の言語で記載された添付書類についても日本語による翻訳分を添付すること

○官公庁（外国政府、国際機関等含む）が証明する書類については届出日からおおむね3か月以内に発行された原本を提出